

くすりと健康のはなし

第90回

薬包紙

一般社団法人岐阜県薬剤師会
理事 柏木 宏仁



もうすっかり秋の気配となり、紅葉が美しい季節となりました。私の

地域の学校では、教室での二酸化炭素や二酸化窒素などの環境衛生検査を行つ時期でもあります。

学校薬剤師誕生の契機は、1930（昭和5）年に、小樽市の小学校で風邪のため体調不良を訴えた児童に対し、「アスピリン」と誤つて「塩化第二水銀（毒薬）」を服用させ、児童が亡くなるという事故が起きたことでした。様々な医薬品を保管している学校において、医薬品の専門家が必要であるという声が高まり、翌年にその自治体が学校薬剤師を委嘱しました。現在では、学校保健安全法第23条に、大学以外の学校には学校薬剤師を置かなくてはならないことが規定されています。

学校薬剤師の主な仕事は、
 ①学校保健衛生に関する仕事として、教室の照度・騒音・温度・湿度・空気の検査、飲料水・プール水の検査、保健室のベッドなどにいるダニの検査、その他、日常点検等の実施状況の確認、感染症・食中毒の予防活動。
 ②健康相談・保健指導に関する仕事として、麻薬・覚せい剤などの薬物

乱用防止、ドーピング防止、学生の喫煙防止などの活動。

③医薬品・一般薬品・毒劇物・衛生品などの管理助言に関する仕事として、保健室の医薬品や理科室の劇物・毒物などの薬品、プール水の消毒薬・園芸用の薬品など、これらの使用上・保管上の指導や助言活動。

④学校保健安全委員会での仕事として、学校保健計画などの立案へ参画し、専門的知識による助言活動。

健全な学校保健の維持・推進は、児童生徒達に生涯を通して健全な生活・學習を営むことができるような知識や体験となるべきものであります。学校薬剤師は地域の薬局薬剤師などが、非常勤の嘱託員として任命され、調剤業務の合間に学校に伺うことがあります。医薬品の専門家と、薬事衛生を司る専門職としての側面だけではなく、教育に対する理解や社会性・人間性を兼ね備えることが求められる責任ある仕事だといえるでしょう。

岐阜県薬剤師会
ホームページをご覧下さい。
<http://www.gifuyaku.or.jp/>

